

保険事業

団体地方公務員賠償責任保険

地方公務員である会員が住民訴訟や民事訴訟に備え、積極的な施策展開に支障を来すことなく安心して業務に専念できるよう、公務員賠償責任保険を取り扱うこととします。

保険の名称	全国地方職員福利厚生協議会「団体地方公務員賠償責任保険」 取扱代理店：【幹事代理店】アルプスカード株式会社 引受保険会社：【幹事】損害保険ジャパン株式会社
制度の概要	地方公共団体職員（公務員）や首長が、公務に起因して保険期間中に損害賠償請求（住民訴訟及び民事訴訟、その他の損害賠償請求）がなされた場合に、職員や首長個人が負担する法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金が支払われるもの。
保険契約者	全国地方職員福利厚生協議会（協議会）
加入者・被保険者	協議会の加入団体の構成員個人（本会の会員） ※ 保険料は加入者の個人負担
保険期間	令和3年9月1日から令和4年9月1日まで（12箇月間） ※ 9月1日午後4時から1年間で、毎月1日を始期として中途加入可能（保険料は期間割）
加入対象職種	地方公務員で特別職、一般職を問わない。

補償内容	被保険者1名あたりの保険金額（自己負担額なし）				保険料 （1人あたり/月額）		
	① 損害賠償金	② 争訟費用	①+②	初期対応費用	職員	町・村長	市長
	一連の損害賠償請求あたりの支払限度額		期間中限度額				
5億円プラン	5億円		5億円	500万円	820円	—	—
3億円プラン	3億円		3億円	500万円	730円	—	—
1億円プラン	1億円		1億円	500万円	520円	8,300円	46,000円
5,000万円プラン	5,000万円		5,000万円	500万円	400円	4,500円	25,500円
3,000万円プラン	3,000万円		3,000万円	500万円	240円	1,700円	8,200円

- ※ 月額保険料 × 月数を一時払いしていただきます。
- ※ 中途加入の場合の保険料は、月割りとなります。
- ※ 保険料は令和2年度の金額です。

! 申込手続きについて

7月頃に募集案内及びチラシ（「団体地方公務員賠償責任保険」新規加入のご案内）を各所属所あて送付しますので、加入を希望される会員は、募集案内に同封する「公務員損害賠償責任保険団体加入依頼書」に必要事項を記入のうえ、各所属所互助会事務担当者様経由で本会へ提出していただきます。

- ※ 保険料は一時払い（一括払い）ですが、振込手続等については、10月上旬に、加入者がおられる所属所あてご案内します。
- ※ 月単位で中途加入することができますが、その際は、「加入依頼書」を加入希望月の前月の24日までに互助会あて提出していただきます。
- ※ 中途解約及び中途でのプラン変更は、取り扱っておりません。